

自然公園法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

◎自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）（抄）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準）                      第十一条                      1～11（略）</p> <p>12 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二                      条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増                      築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、                      第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の                      例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、                      同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二                      千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり                      、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成す                      ることができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は                      増築にあつては、この限りでない。</p> <p>二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の                      例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分                      の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げ</p>	<p>（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準）                      第十一条                      1～11（略）</p>

る基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。

三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

13|  
26|

27| 法第二十条第三項第十四号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十五項第一号の規定の例によるほか、法第二十条第三項第十四号の規定により環境大臣が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

28|  
29|

30| 法第二十一条第三項第二号、第七号及び第九号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第二十五項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷し

12|  
25|

26| 法第二十条第三項第十四号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、法第二十条第三項第十四号の規定により環境大臣が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

27|  
28|

29| 法第二十一条第三項第二号、第七号及び第九号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第二十四項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷し

ようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別保護地区において絶滅のおそれがないものであること。ただし、在来の動植物の保存その他当該特別保護地区における在来の景観の維持のために必要と認められる場合又は当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別保護地区における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

31| 法第二十一条第三項第三号及び第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

- 一 第二十五項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 植栽し、又は種子をまこうとする地域に現存する植物と同一種類の植物を植栽し、又はその種子をまくものであること（在来の景観の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。）。

三 災害復旧のために行われるものであること。

32| 法第二十一条第三項第四号から第六号まで及び第十号並びに第十二条第三項第五号及び第七号に掲げる行為に係る法第二十一条第四項及び第二十二条第四項の環境省令で定める基準は、第二十五項第一号の規定の例によるほか、当該行為が反復継続して行われるものでないこととする。

33| 法第二十二條第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第二十五項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

ようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別保護地区において絶滅のおそれがないものであること。ただし、在来の動植物の保存その他当該特別保護地区における在来の景観の維持のために必要と認められる場合又は当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別保護地区における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

30| 法第二十一条第三項第三号及び第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

- 一 第二十四項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 植栽し、又は種子をまこうとする地域に現存する植物と同一種類の植物を植栽し、又はその種子をまくものであること（在来の景観の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。）。

三 災害復旧のために行われるものであること。

31| 法第二十一条第三項第四号から第六号まで及び第十号並びに第十二条第三項第五号及び第七号に掲げる行為に係る法第二十一条第四項及び第二十二条第四項の環境省令で定める基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、当該行為が反復継続して行われるものでないこととする。

32| 法第二十二條第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第二十四項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

二 捕獲し若しくは殺傷し、又は採取し若しくは損傷しようとする動植物が申請に係る海域公園地区において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該海域公園地区における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

34| 法第二十二條第三項第四号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十三項第三号及び第二十五項第一号の規定の例による。

35| 法第二十二條第三項第六号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十五項第一号の規定の例によるほか、当該汚水又は廃水が海域公園地区の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであることとする。

36| 37| (略)

(工作物の基準)

第十四条 法第三十三條第一項第一号に規定する環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 海域以外の区域

イ〜リ (略)

又 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和  
千平方メートル

二 捕獲し若しくは殺傷し、又は採取し若しくは損傷しようとする動植物が申請に係る海域公園地区において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該海域公園地区における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

33| 法第二十二條第三項第四号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十二項第三号及び第二十四項第一号の規定の例による。

34| 法第二十二條第三項第六号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、当該汚水又は廃水が海域公園地区の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであることとする。

35| 36| (略)

(工作物の基準)

第十四条 法第三十三條第一項第一号に規定する環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 海域以外の区域

イ〜リ (略)

二・三 (略)

(権限の委任)

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一〜五 (略)

六 法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

- (1) その高さ（増築にあつては、増築部分の高さをいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十六項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築

(2)〜(7) (略)

ロ〜チ (略)

七〜二十六 (略)

二・三 (略)

(権限の委任)

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一〜五 (略)

六 法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

- (1) その高さ（増築にあつては、増築部分の高さをいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十五項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築

(2)〜(7) (略)

ロ〜チ (略)

七〜二十六 (略)

附 則

(地種区分未定の特別地域内における行為の許可基準)

3 第九条の二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内において行われる行為(次項に規定する行為を除く。)については、当該行為が第二種特別地域内において行われるものとみなして、第十一條第一項から第二十六項まで及び第三十四項の規定を適用する。

(地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準)

4 第九条の二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる法第二十条第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第十一條第十五項及び第三十四項の規定にかかわらず、森林法第五條第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

附 則

(地種区分未定の特別地域内における行為の許可基準)

3 第九条の二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内において行われる行為(次項に規定する行為を除く。)については、当該行為が第二種特別地域内において行われるものとみなして、第十一條第一項から第二十五項まで及び第三十三項の規定を適用する。

(地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準)

4 第九条の二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる法第二十条第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第十一條第十四項及び第三十三項の規定にかかわらず、森林法第五條第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。